



本部町水道事業  
平成31年度 水質検査計画

本部町上下水道課

## 目 次

### はじめに

1 基本方針	1
2 水道事業の概要	2
3 原水及び水道水の状況	3
4 水質検査場所	4
5 水質検査項目と検査頻度	6
6 水質検査方法	8
7 臨時の水質検査	8
8 水質検査の公表	9
9 水質検査結果の評価及び水質検査計画の見直し	9

### ～ 資料編 ～

別表 1 水質基準検査項目	10
別表 2 毎日検査項目	12
別表 3 水質管理目標設定項目	12
別表 4 農薬類の項目	13
別表 5 その他必要な検査項目	14
別表 i 水質検査結果一覧	15
別表 ii 水質検査頻度の点検	29

## はじめに

- (1) 水質検査計画とは、平成16年4月1日改正の水道法施行規則により、水道事業者は原水から給水栓に至るまでの水質の状況、過去の水質検査結果及び水質管理上留意すべき事項などを総合的に検討し、自らの判断により水質検査等の内容を定めた水質検査計画を策定し、水道の需要者に対して情報を提供するとされているものです。
- (2) この水質検査計画は、毎事業年度開始前に策定することとされており、水道事業者として実施する水質検査の適正化と透明性を確保すること、加えて、需要者の意見をもとに見直しを行うなどして、より一層安全で安定した水質管理の取り組みとして公表します。

## 1 基本方針

### (1) 水質検査の基本姿勢

水質基準に適合した安全な水道水を給水するため、原水及び浄水の状況を考慮した水質検査計画を策定して適切な水質検査を実施します。

### (2) 検査地点（採水場所）

検査地点は、原水の取水地点、各浄水場及び水道法の水質基準が適用される給水系統末端の蛇口とします。

### (3) 水質検査項目

水質検査項目については、水道法で検査が義務付けられている毎日検査項目、水質基準項目及び検査計画に位置付けることが望ましいとされる水質管理目標設定項目、加えて水道水がより安全で良質であることを確認するために本町が必要とする項目について検査します。

### (4) 検査頻度

水道法施行規則第15条第1項第1号及び第2項の規定に基づき、過去の検査結果を勘案して検査項目に応じた検査頻度を設定して実施します。

## 2 水道事業の概要

### (1) 地勢等

本部町は、東経 127 度 54 分、北緯 26 度 39 分、本部半島の先端に位置し、東南に名護市、東北に今帰仁村と隣接しており、名護を中心とした北部の人口集中地域となっています。また、地形的には、八重岳、本部富士等の丘陵が起伏しながら連なり、海浜まで裾野を広げ、名護、今帰仁との境界をなしています。町の総面積 54.29km<sup>2</sup>、東西南北 8km の中に変化に富んだ地形で、産業も農業、漁業、商工業まで多岐にわたっています。

### (2) 平成 30 年 4 月 1 日現在の給水状況

項目	内容
給水区域	本部町地内
給水人口	13,225 人
普及率	99.95%
計画一日最大給水量	9,850m <sup>3</sup>
一日最大給水量	8,822m <sup>3</sup>
一日平均給水量	6,806m <sup>3</sup>

### (3) 本部町の水道事業概要

水道事業区域	計画給水人口	浄水場設置数	給水区域
本部町	13,400 人	5箇所	本部町全域

### (4) 浄水施設の概要

町内 5 箇所の浄水場の概要を表に示します。

浄水場名	所在地	原水の種類	施設能力	浄水処理方法
本部町 水道管理センター	本部町 字謝花	地下水	—	塩素消毒
並里浄水場	本部町 字並里	湧水	4,750m <sup>3</sup> /日	普通沈殿
笹川浄水場	本部町 字並里	湧水	880m <sup>3</sup> /日	急速濾過
伊豆味第 1 浄水場	本部町 字伊豆味	湧水	210m <sup>3</sup> /日	緩速濾過
伊豆味第 2 浄水場	本部町 字伊豆味	伏流水	160m <sup>3</sup> /日	緩速濾過

### 3 原水及び水道水の状況

#### (1) 原水の状況

- ① 水源となっている河川の上流域は、人為的な開発行為等による水質汚染は殆んどありません。
- ② 降雨時には濁度や色度の上昇があり浄水処理への影響が生じる時があります。

表 1. 浄水場毎の水質管理上注意すべき項目

浄水場名	水源名	原水の汚染要因	水質管理上注目すべき項目
本部町 水道管理センター	浦崎井戸群	地下水からの硬度上昇	硬度、蒸発残留物
並里浄水場	並里水源	降雨時の高濁度発生	濁度、色度
笛川浄水場	笛川水源	"	"
伊豆味第1浄水場	村川水源	"	"
伊豆味第2浄水場	竹山水源	"	"

#### (2) 水道水の状況（過年度の水質状況については別表のとおり）

- ① 町内 5箇所の浄水場において、水源の水質状況を踏まえて適正な浄水処理を行っています。
- ② その結果、全給水地域における水質検査結果では特に異常はなく安全な水道水を給水しています。
- ③ ただし、一部浄水場ではろ過砂の材質の影響から pH 値が高く検出されるところがあります。
- ④ 大嘉陽浄水場の閉鎖に伴い、同浄水場より給水を行っていた地区は平成 29 年度より並里浄水場の給水地域となりました。
- ⑤ 塩川地区は、これまで区独自の水源から専用水道により給水を行ってきましたが、施設老朽化のため平成 28 年度末をもって廃止し、並里浄水場の給水区域に編入されました。

## 4 水質検査場所

### (1) 給水末端の蛇口について

- ① 水道法に基づく水質基準項目等に適した水道水を確認するため、各浄水場給水系統の末端（給水区域内の9箇所）を検査場所としています。
- ② 水道法に基づく1日1回行う毎日検査については、上記①の検査場所に加え水納島にて行います。

### (2) 水源について

各浄水場の水源水質は、安全で良質な水道水に大きな影響を与えるため、各水源地の取水地点（湧水3箇所、深井戸1箇所、伏流水1箇所）を検査場所としています。

### (3) 水源および浄水水質の検査場所の総括

本部町における「原水および給水末端」の水質検査場所は以下の表のとおりです。（※給水末端の水質検査場所は-図1-を参照ください。）

表2. 原水の水質検査場所の概要

No	水源名	種類	原水の検査場所
1	竹山水源	伏流水	竹山水源取水地点
2	村川水源	湧水	村川水源取水地点
3	浦崎井戸	深井戸	浦崎井戸取水地点
4	並里水源	湧水	並里水源取水地点
5	笹川水源	湧水	笹川水源取水地点

表3. 給水末端の水質検査場所の概要

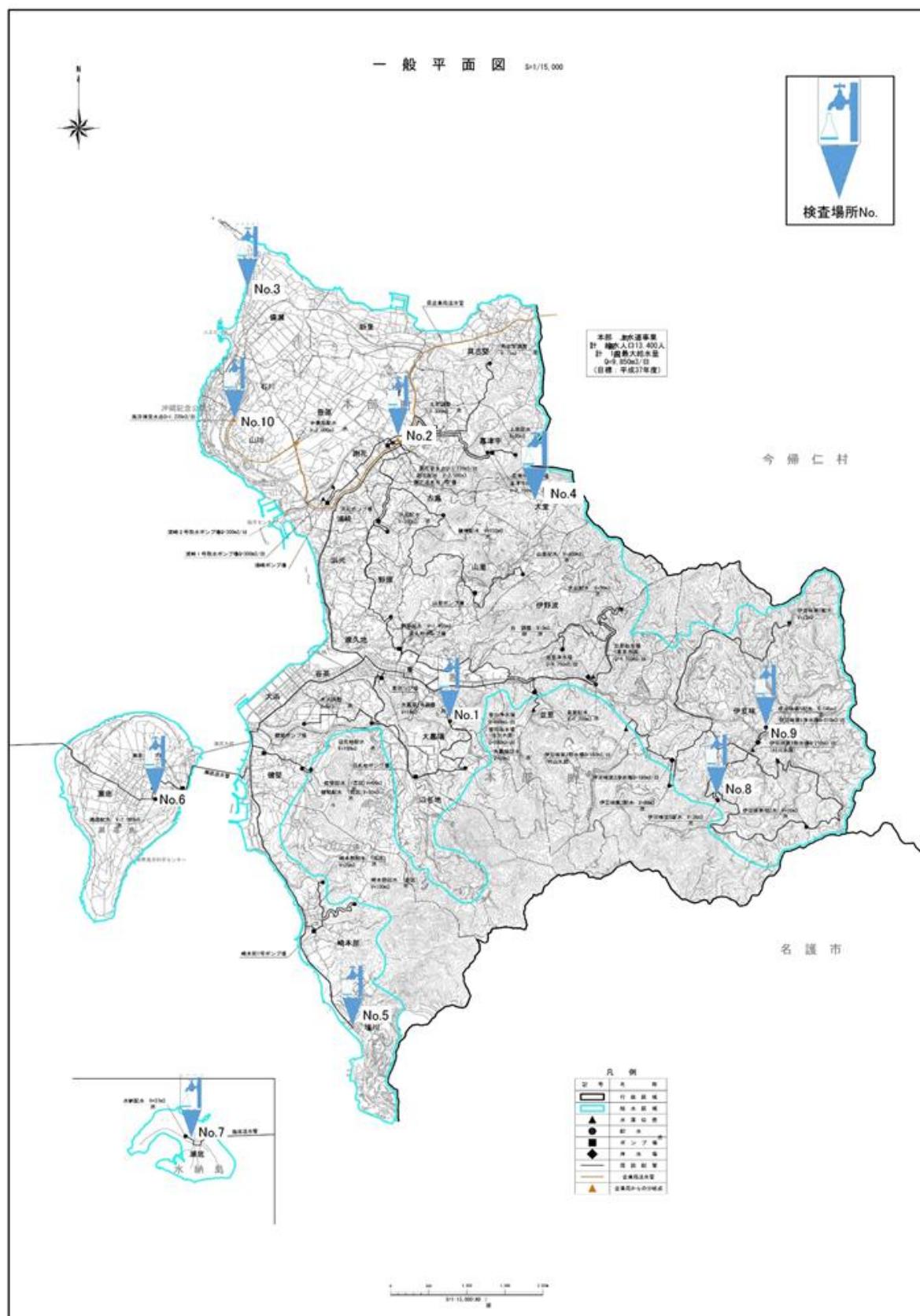
No	浄水場名	種類	給水末端の検査場所
1	並里浄水場	普通沈殿	大嘉陽560番地住宅
2	笹川浄水場	急速濾過	本部町水道管理センター
3	本部町水道管理センター (笹川浄水場、企業局受水、 井戸)	急速濾過	備瀬シャワー室
4		企業局受水 滅菌処理	大堂公民館
5	並里浄水場	普通沈殿	塩川会館
6	"	"	瀬底公民館
7	"	"	瀬底(水納島)※毎日検査のみ
8	伊豆味第1浄水場	緩速濾過	伊豆味公民館
9	伊豆味第2浄水場	緩速濾過	伊豆味緑花木生産組合
10	(名護浄水場)	企業局受水	海洋博公園

一般平面図 Sat/15,000

Part 15, 200



検査場所No.



## 図 1 水質検査場所概略図

## 5 水質検査項目と検査頻度（検査頻度の詳細は別表のとおり）

### (1) 給水系統末端の蛇口における水質検査項目と検査頻度

#### ① 水質検査項目

法令に基づく水質検査表(別表1)において水質基準項目(51項目)の検査を行います。また、法令に基づく水質検査(別表2)の4項目について毎日検査を行います。

#### ② 検査頻度

##### ア. 每日検査

法令に基づく水質検査(別表2)の色、濁り、異臭味、消毒の残留効果の項目については、1日1回検査します。

##### イ. 毎月検査

法令に基づく水質検査(別表1)の項目の中から基1、基2、基38、基39、基46～51までの10項目については毎月検査を行います。

##### ウ. 年4回検査

法令に基づく水質検査(別表1)の項目中、従来からの基準項目である基10、基21～31(12項目)は消毒剤及び消毒副生成物として、さらに基33、基40、基44(3項目)については安全性及び性状確認のため年4回(合計15項目)検査します。(※ 給水末端採水地点番号10〔海洋博公園〕の基34については、次項に記す検査頻度の緩和をせずに年4回検査します。)

##### エ. 年1回検査

法令に基づく水質検査(別表1)のうち、その濃度が基準値の1/10以下の場合には3年に1回(1/5以下の場合には1年に1回)まで検査頻度を緩和できるとされていますが、水質が安定して良好であることを確認するため、検査頻度を減らさずに全項目(51項目)について年1回検査します。

なお、給水末端採水地点番号5〔塩川会館〕は、給水区域に新たに編入してから3年に満たないこと、給水末端採水地点番号2〔大堂公民館〕は、配水系統を笛川配水池系から嘉津宇配水池系に切り替えた

ことから、その安全性・性状を確認するために頻度を減らさず 3 カ月に 1 回の頻度で全項目（51 項目）検査します。

（※ 検査頻度の緩和に関する規定は、水道法施行規則第 15 条第 1 号第 3 号のハにより基 3～9、基 11～20、基 32～37、基 39～41、基 44 及び基 45 を対象としています。）

## （2）本町が水質管理上必要とする水質検査項目と検査頻度

① 原水水質の把握および浄水処理工程における適正な水質管理を行うために、別表 1 の中から 39 項目について年 1 回検査します。

（※ 全項目〔51 項目〕より除いた項目は、消毒副生成物の 11 項目〔基 21～31〕及び味の合計 12 項目です。）

② 別表 3 の水質管理目標設定項目（26 項目）のうち、浄水および原水の検査項目の設定については、厚生労働省健康局水道課長通知の第 3「水質管理目標設定項目に係る留意事項について」（平成 15 年 10 月 10 日付）を参考にして下表 4 のとおり年 1 回検査します。また、従属栄養細菌については、浄水処理過程や消毒過程での細菌の挙動の評価、配水系における塩素の消失や水道水の滞留状況の評価に活用するため、一般細菌と併せて年 4 回検査します。

表 4. 水質管理目標設定項目の検査項目数

水源種別	浄水項目	原水項目
湧水	17	14
表流水	13	10

③ 水質管理目標設定項目のうち農薬類の検査については、地元の農業協同組合における農薬類の販売実績・情報により地域における使用実態を把握し、これをもとに原水を対象とする農薬類検査 35 項目について水源保全及び影響把握の観点で年 1 回検査します。（別表 4 参照）

④ 「水道におけるクリプトスパリジウム等対策指針」（平成 19 年 4 月 1 日）に基づき、原水 5 箇所の指標菌（大腸菌及び嫌気性芽胞菌）の検査を毎月行います。また、クリプトスパリジウム等による汚染のおそれの

ある施設を対象として実施するクリプトスボリジウムとジアルジアの検査について、原水 5 箇所で年 4 回、浄水 8 箇所においても安全確認のため年 1 回検査します。

⑤ 原水水質の安全性及び性状確認のため、生物化学的酸素要求量 (BOD)、化学的酸素要求量 (COD)、浮遊物質量 (SS)、侵食性遊離炭酸、全窒素 (T-N) 及び全りん (T-P) について年 1 回検査します。(別表 5 参照)

## 6 水質検査方法

- (1) 法令に基づく毎日検査については、維持管理受託業者が実施します。
- (2) 水質基準項目等の検査については、厚生労働大臣登録機関への委託検査とします。
- (3) 水質基準項目等の検査方法については、国が定めた水道水の検査方法に基づいて行います。その他の検査方法は、上水試験方法(日本水道協会)等に基づいて行います。

## 7 臨時の水質検査

水源等で、次のような水質変化があり、その変化に対応した浄水処理が行うことができず、給水末端の水道水で水質基準値を超える恐れがある場合には、直ちに取水を停止して、必要に応じ水源、浄水場および給水末端の蛇口などから採水して、臨時の水質検査を実施します。

- ① 原因不明の色及び濁りに変化が生じるなど水質が著しく悪化したとき。
- ② 異常な魚のへい死事故が発生した場合。
- ③ 水源付近、給水区域及びその周辺にて消化器系感染症が流行した場合。
- ④ 臭気等に著しい変化が生じるなど浄水過程に異常があったとき。
- ⑤ その他、特に必要があると認められるとき。

臨時の水質検査は、原則的に水質基準の全項目（51項目）を対象に実施し、かつ給水末端の水道水の安全性が確認されるまで実施します。ただし、基1、基2、基38及び基46～51以外の検査項目については、その全部又はその一部の検査が必要ないことが明らかな場合は検査を省略します。

## 8 水質検査の公表

水質検査計画に基づいて行った水質検査の結果については、本計画に添付し公表します。

## 9 水質検査結果の評価及び水質検査計画の見直し

水質検査計画に基づいて行った水質検査の結果は、水質基準等に照らし合わせ、翌年度の水質検査計画における検査項目や検査頻度の点検・見直しに反映させます。

また、より良い水質検査計画の策定に向けて、下図のようなプロセスでお客様（需要者）のご意見を計画に反映させるように努めます。

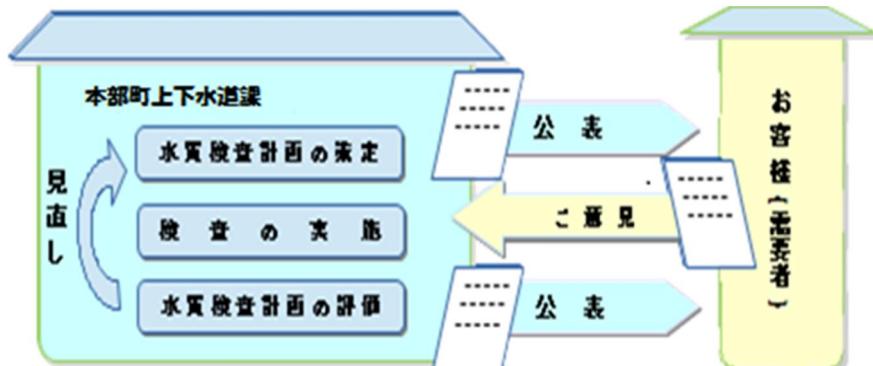


図2 水質検査計画の策定・見直しの流れ

=問合せ先=

本部町水道事業

担当部署：本部町上下水道課

住 所：〒905-0292

沖縄県国頭郡本部町字東5番地

電話番号：0980-47-5515

FAX番号：0980-47-4939

別表1 水質基準項目（51項目）

項目名	水質基準値	検査方法
基1 一般細菌	100個/mL以下	標準寒天培地法
基2 大腸菌	検出されないこと	特定酵素基質培地法
基3 カドミウム及びその化合物	0.003mg/L以下	フレーム-原子吸光光度計による一斉分析法 誘導結合プラズマ発光分光分析装置による一斉分析法 誘導結合プラズマ-質量分析装置による一斉分析法
基4 水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下	還元化-原子吸光光度法
基5 セレン及びその化合物	0.01mg/L以下	フレーム-原子吸光光度計による一斉分析法 誘導結合プラズマ-質量分析装置による一斉分析法 水素化物発生-原子吸光光度法 水素化物発生 誘導結合プラズマ発光分光分析法
基6 鉛及びその化合物	0.01mg/L以下	フレーム-原子吸光光度計による一斉分析法 誘導結合プラズマ発光分光分析装置による一斉分析法 誘導結合プラズマ-質量分析装置による一斉分析法
基7 ヒ素及びその化合物	0.01mg/L以下	フレーム-原子吸光光度計による一斉分析法 誘導結合プラズマ-質量分析装置による一斉分析法 水素化物発生-原子吸光光度法 水素化物発生 誘導結合プラズマ発光分光分析法
基8 六価クロム化合物	0.05mg/L以下	フレーム-原子吸光光度計による一斉分析法 フレーム-原子吸光光度計による一斉分析法 誘導結合プラズマ発光分光分析装置による一斉分析法 誘導結合プラズマ-質量分析装置による一斉分析法
基9 亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下	イオンクロマトグラフ（陰性）による一斉分析法
基10 シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L以下	イオンクロマトグラフ-ポストカラム吸光光度法
基11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下	イオンクロマトグラフ（陰性）による一斉分析法
基12 フッ素及びその化合物	0.8mg/L以下	イオンクロマトグラフ（陰性）による一斉分析法
基13 ホウ素及びその化合物	1.0mg/L以下	誘導結合プラズマ発光分光分析装置による一斉分析法 誘導結合プラズマ-質量分析装置による一斉分析法
基14 四塩化炭素	0.002mg/L以下	パージ・トラップ-ガスクロマトグラフ-質量分析計による一斉分析法 ヘッドスペースガスクロマトグラフ-質量分析計による一斉分析法
基15 1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	パージ・トラップ-ガスクロマトグラフ-質量分析計による一斉分析法 ヘッドスペースガスクロマトグラフ-質量分析計による一斉分析法 固相抽出-ガスクロマトグラフ-質量分析法
基16 シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	パージ・トラップ-ガスクロマトグラフ-質量分析計による一斉分析法 ヘッドスペースガスクロマトグラフ-質量分析計による一斉分析法
基17 ジクロロメタン	0.02mg/L以下	パージ・トラップ-ガスクロマトグラフ-質量分析計による一斉分析法 ヘッドスペースガスクロマトグラフ-質量分析計による一斉分析法
基18 テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	パージ・トラップ-ガスクロマトグラフ-質量分析計による一斉分析法 ヘッドスペースガスクロマトグラフ-質量分析計による一斉分析法
基19 トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	パージ・トラップ-ガスクロマトグラフ-質量分析計による一斉分析法 ヘッドスペースガスクロマトグラフ-質量分析計による一斉分析法
基20 ベンゼン	0.01mg/L以下	パージ・トラップ-ガスクロマトグラフ-質量分析計による一斉分析法 ヘッドスペースガスクロマトグラフ-質量分析計による一斉分析法
基21 塩素酸	0.6mg/L以下	イオンクロマトグラ法
基22 クロロ酢酸	0.02mg/L以下	溶媒抽出 誘導体化-ガスクロマトグラフ-質量分析計による一斉分析法 液体クロマトグラフ-質量分析計による一斉分析法
基23 クロロホルム	0.06mg/L以下	パージ・トラップ-ガスクロマトグラフ-質量分析計による一斉分析法 ヘッドスペースガスクロマトグラフ-質量分析計による一斉分析法
基24 ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下	溶媒抽出 誘導体化-ガスクロマトグラフ-質量分析計による一斉分析法 液体クロマトグラフ-質量分析計による一斉分析法
基25 ジブロモクロロメタン	0.1mg/L以下	パージ・トラップ-ガスクロマトグラフ-質量分析計による一斉分析法 ヘッドスペースガスクロマトグラフ-質量分析計による一斉分析法
基26 臭素酸	0.01mg/L以下	イオンクロマトグラフ-ポストカラム吸光光度法
基27 総トリハロメタン	0.1mg/L以下	基23、基25、基29、基30の合算
基28 トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下	溶媒抽出 誘導体化-ガスクロマトグラフ-質量分析計による一斉分析法 液体クロマトグラフ-質量分析計による一斉分析法
基29 プロモジクロロメタン	0.03mg/L以下	パージ・トラップ-ガスクロマトグラフ-質量分析計による一斉分析法 ヘッドスペースガスクロマトグラフ-質量分析計による一斉分析法
基30 プロモホルム	0.09mg/L以下	パージ・トラップ-ガスクロマトグラフ-質量分析計による一斉分析法 ヘッドスペースガスクロマトグラフ-質量分析計による一斉分析法
基31 ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下	溶媒抽出 誘導体化-ガスクロマトグラフ-質量分析法 誘導体化-高選択性クロマトグラ法 誘導体化-液体クロマトグラフ-質量分析法

基 32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/L 以下	フレーム-原子吸光光度計による一斉分析法 フレーム-原子吸光光度計による一斉分析法 誘導結合プラズマ発光分光分析装置による一斉分析法 誘導結合プラズマ-質量分析装置による一斉分析法
基 33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L 以下	フレーム-原子吸光光度計による一斉分析法 誘導結合プラズマ発光分光分析装置による一斉分析法 誘導結合プラズマ-質量分析装置による一斉分析法
基 34	鉄及びその化合物	0.3mg/L 以下	フレーム-原子吸光光度計による一斉分析法 フレーム-原子吸光光度計による一斉分析法 誘導結合プラズマ発光分光分析装置による一斉分析法 誘導結合プラズマ-質量分析装置による一斉分析法
基 35	銅及びその化合物	1.0mg/L 以下	フレーム-原子吸光光度計による一斉分析法 フレーム-原子吸光光度計による一斉分析法 誘導結合プラズマ発光分光分析装置による一斉分析法 誘導結合プラズマ-質量分析装置による一斉分析法
基 36	ナトリウム及びその化合物	200mg/L 以下	フレーム-原子吸光光度計による一斉分析法 フレーム-原子吸光光度計による一斉分析法 誘導結合プラズマ発光分光分析装置による一斉分析法 誘導結合プラズマ-質量分析装置による一斉分析法 イオンクロマトグラフ (陽イオン) による一斉分析法
基 37	マンガン及びその化合物	0.05mg/L 以下	フレーム-原子吸光光度計による一斉分析法 フレーム-原子吸光光度計による一斉分析法 誘導結合プラズマ発光分光分析装置による一斉分析法 誘導結合プラズマ-質量分析装置による一斉分析法
基 38	塩化物イオン	200mg/L 以下	イオンクロマトグラフ (陰イオン) による一斉分析法 滴定法
基 39	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	300mg/L 以下	フレーム-原子吸光光度計による一斉分析法 誘導結合プラズマ発光分光分析装置による一斉分析法 誘導結合プラズマ-質量分析装置による一斉分析法 イオンクロマトグラフ (陰イオン) による一斉分析法 滴定法
基 40	蒸発残留物	500mg/L 以下	重量法
基 41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L 以下	固相抽出-高速液体クロマトグラフ法
基 42	ジェオスミン	0.00001mg/L 以下	パーキン・エリクソン GC-質量分析法 ヘッドスペースガスクロマトグラフ-質量分析法 固相抽出-ガスクロマトグラフ-質量分析法 固相マイクロ抽出-ガスクロマトグラフ-質量分析法
基 43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L 以下	パーキン・エリクソン GC-質量分析法 ヘッドスペースガスクロマトグラフ-質量分析法 固相抽出-ガスクロマトグラフ-質量分析法 固相マイクロ抽出-ガスクロマトグラフ-質量分析法
基 44	非イオン界面活性剤	0.02mg/L 以下	固相抽出-吸光度法、固相抽出-高速液体クロマトグラフ法
基 45	フェノール類	0.005mg/L 以下	固相抽出-誘導体化-ガスクロマトグラフ-質量分析法 固相抽出-液体クロマトグラフ-質量分析法
基 46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/L 以下	全有機炭素計測定法
基 47	pH 値	5.8 以上 8.6 以下	ガラス電極法、連続自動測定機器によるガラス電極法
基 48	味	異常でないこと	官能法
基 49	臭気	異常でないこと	官能法
基 50	色度	5 度以下	比色法、透過光測定法、連続自動測定機器による透過光測定法
基 51	濁度	2 度以下	比濁法、透過光測定法、連続自動測定機器による透過光測定法 積分球式光電光度法、連続自動測定機器による積分球式光電光度法 連続自動測定機器による散乱光測定法 連続自動測定機器による透過散射法

別表2 毎日検査項目

1. 検査場所 : 清水場の蛇口
2. 検査項目 : 4項目
3. 検査頻度 : 1日1回

	検査項目	評価	検査計画頻度
1	色	異常なし	365日／年
2	濁り	異常なし	"
3	異臭味	異常なし	"
4	消毒の残留効果(残留塩素)	0.1mg/L以上	"

別表3 水質管理目標設定項目

	水質管理目標設定項目	目標値	地下水		備考
			原水	浄水	
目1	アンチモン及びその化合物	0.02mg/L以下	○	○	
目2	ウラン及びその化合物	0.002mg/L以下*	○	○	
目3	ニッケル及びその化合物	0.02mg/L以下	—	○	資機材、薬品の観点から○
目4	1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	○	○	
目5	トルエン	0.4mg/L以下	○	○	
目6	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.08mg/L以下	○	○	
目7	亜塩素酸	0.6mg/L以下	—	—	塩素剤として使用していない
目8	二酸化塩素	0.6mg/L以下	—	—	塩素剤として使用していない
目9	ジクロロアセトニトリル	0.01mg/L以下 *	—	○	消毒副生成物等の観点から○
目10	抱水クロラール	0.02mg/L以下 *	—	○	"
目11	農薬類	**			検査項目は別表4に示す
目12	残留塩素	1mg/L以下	—	—	毎日検査と重複する
目13	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	10mg/L以上 100mg/L以下	—	—	基準項目検査と重複する
目14	マンガン及びその化合物	0.01mg/L以下	—	—	"
目15	遊離炭酸	20mg/L以下	○	○	
目16	1,1,1-トリクロロエタン	0.3mg/L以下	○	○	
目17	メチルヒーブチルエーテル	0.02mg/L以下	○	○	
目18	有機物(KMnO <sub>4</sub> 消費量)	3mg/L以下	○	○	
目19	臭気強度(TON)	3以下	○	○	
目20	蒸発残留物	30mg/L以上 200mg/L以下	—	—	基準項目検査と重複する
目21	濁度	1度以下	—	—	"
目22	pH値	7.5程度	—	—	"
目23	腐食性(ランゲリア指数)	-1程度以上とし、 極力0に近づける	○	○	
目24	従属栄養細菌	2000個/mL以下*	○	○	
目25	1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	○	○	
目26	アルミニウム及びその化合物	0.1mg/L以下	—	—	基準項目検査と重複する
	検査項目合計		14	17	検査頻度 年1回 (従属栄養細菌のみ年4回)
	検査ヶ所		5	8	

\* : 暫定値

\*\* : 各農薬の検出値と目標値との比の総和で1以下(単位なし)

○ : 検査対象項目

— : 検査対象から除外

別表4 農薬類の項目

	農 薬 名	用 途	目標値 mg/L	検査対象	検査頻度
農1	2, 4—D (2, 4—PA)	除草剤	0.02	原水5ヶ所	年1回
農2	EPN	殺虫剤	0.004	〃	〃
農3	アシュラム	除草剤	0.9	〃	〃
農4	アセフェート	殺虫剤、殺菌剤	0.006	〃	〃
農5	イソキサチオン	殺虫剤	0.005	〃	〃
農6	イミノクタジン	殺虫剤、殺菌剤	0.006	〃	〃
農7	エトフェンプロックス	殺虫剤、殺菌剤	0.08	〃	〃
農8	オキシン銅 (有機銅)	殺虫剤、殺菌剤	0.03	〃	〃
農9	カルバリル (NAC)	殺虫剤	0.05	〃	〃
農10	キャプタン	殺菌剤	0.3	〃	〃
農11	グリホサート	除草剤	2	〃	〃
農12	クロルピリホス	殺虫剤	0.003	〃	〃
農13	クロロタロニル (TPN)	殺虫剤、殺菌剤	0.05	〃	〃
農14	ジウロン (DCMU)	除草剤	0.02	〃	〃
農15	ジクワット	除草剤	0.005	〃	〃
農16	ジスルホトン (エチルチオメトン)	殺虫剤	0.004	〃	〃
農17	ジメトエート	殺虫剤	0.05	〃	〃
農18	ダイアジノン	殺虫剤、殺菌剤	0.003	〃	〃
農19	チオジカルブ	殺虫剤	0.08	〃	〃
農20	チオファネートメチル	殺虫剤、殺菌剤	0.3	〃	〃
農21	フィプロニル	殺虫剤、殺菌剤	0.0005	〃	〃
農22	フェニトロチオン (MEP)	殺虫剤、殺菌剤	0.01	〃	〃
農23	フェノブカルブ (BPMC)	殺虫剤、殺菌剤	0.03	〃	〃
農24	フェンチオン (MPP)	殺虫剤	0.006	〃	〃
農25	フェントエート (PAP)	殺虫剤、殺菌剤	0.007	〃	〃
農26	プロシミドン	殺菌剤	0.09	〃	〃
農27	プロピコナゾール	殺菌剤	0.05	〃	〃
農28	プロベナゾール	殺虫剤、殺菌剤	0.05	〃	〃
農29	ベノミル	殺菌剤	0.02	〃	〃
農30	ペンディメタリン	除草剤	0.3	〃	〃
農31	ベンフラカルブ	殺虫剤、殺菌剤	0.04	〃	〃
農32	マラチオン (マラソン)	殺虫剤	0.7	〃	〃
農33	メソミル	殺虫剤	0.03	〃	〃
農34	メタラキシル	殺虫剤、殺菌剤	0.06	〃	〃
農35	メチダチオン (DMTP)	殺虫剤	0.004	〃	〃

別表5 その他必要な検査項目

	検査項目	原水	浄水	検査頻度	検査場所
1	生物化学的酸素要求量 (BOD)	○		年1回	原水5ヶ所
2	化学的酸素要求量 (COD)	○		"	"
3	浮遊物質量 (SS)	○		"	"
4	侵食性遊離炭酸	○		"	"
5	全窒素 (T-N)	○		"	"
6	全りん (T-P)	○		"	"
7	大腸菌	○		月1回	原水 5ヶ所
8	嫌気性芽胞菌	○		月1回	原水 5ヶ所
9	クリプトスピリジウム、ジアルジア	○	○	年4回 年1回	原水 5ヶ所 浄水 9ヶ所

別表 i 水質検査結果一覧

## 本部町 大嘉陽560番地住宅

番号	定期検査項目	基準値 (mg/l)	過去3年 最大値										基準値との比較					判定	
			H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	過去3年 最大値	過去 最大値	1/10 以下	1/5 以下	1/2 以下	7/10 以上	1以上
基1 一般細菌		100	22	24	2	1	2	1	0	0	0	0	1	24	○	□			適合
基2 大腸菌	不検出	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—							適合
基3 カドミウム及びその化合物	0.003	<0.001	<0.001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	○	□			適合
基4 水銀及びその化合物	0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	○	□			適合
基5 セレン及びその化合物	0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	○	□			適合
基6 鉛及びその化合物	0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	○	□			適合
基7 ヒ素及びその化合物	0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	○	□			適合
基8 六価クロム化合物	0.05	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	○	□			適合
基9 垂硝酸態窒素	0.04																		適合
基10 シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	○	□			適合
基11 硝酸態窒素及び垂硝酸態窒素	10	0.23	0.20	0.15	0.23	1.29	0.34	0.26	0.30	1.52	1.49	1.52	1.52		○	□			適合
基12 フッ素及びその化合物	0.8	0.07	0.06	<0.05	<0.05	0.07	<0.05	<0.05	0.07	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	0.07	0.07	○	□		適合
基13 ホウ素及びその化合物	1	0.012	0.008	0.010	0.018	0.018	0.016	0.017	0.014	0.016	0.012	0.016	0.018		○	□			適合
基14 四塩化炭素	0.002	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	○	□			適合
基15 1,4-ジオキサン	0.05	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	○	□			適合
基16 シス-1,2-ジクロロエチレン 及びトランサ-1,2-ジクロロエチレン	0.04		<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	○	□			適合
基17 ジクロロメタン	0.02	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	○	□			適合
基18 テトラクロロエチレン	0.01	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	○	□			適合
基19 トリクロロエチレン	0.01	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	○	□			適合
基20 ベンゼン	0.01	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	○	□			適合
基21 塩素酸	0.6	0.52	0.58	0.37	0.14	0.11	0.23	0.10	0.16	0.12	0.11	0.16	0.58		○	□			適合
基22 クロロ酢酸	0.02	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	○	□			適合
基23 クロロホルム	0.06	0.0055	0.0047	0.0086	0.0042	0.0017	0.0033	0.0004	0.0005	0.0005	0.0004	0.0005	0.0086		○	□			適合
基24 ジクロロ酢酸	0.03	0.002	0.002	0.004	0.002	<0.001	0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	○	□			適合
基25 ジブロモクロロメタン	0.1	0.014	0.012	0.016	0.020	0.011	0.013	0.0084	0.0062	0.0005	0.0019	0.0062	0.020		○	□			適合
基26 吳素酸	0.01	0.002	<0.001	<0.001	<0.001	0.002	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	○	□			適合
基27 総トリハロメタン	0.1	0.033	0.029	0.042	0.044	0.032	0.034	0.023	0.019	0.002	0.007	0.019	0.044		○	□			適合
基28 トリクロロ酢酸	0.03	<0.001	<0.001	0.002	<0.001	<0.001	<0.001	<0.004	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	○	□			適合
基29 ブロモジクロロメタン	0.03	0.0085	0.0072	0.011	0.010	0.0032	0.0059	0.0018	0.0011	0.0002	0.0005	0.0005	0.011		○				適合
基30 ブロモホルム	0.09	0.015	0.014	0.015	0.022	0.017	0.016	0.012	0.0116	0.0007	0.0041	0.0116	0.022		○	□			適合
基31 ホルムアルデヒド	0.08	<0.001	0.002	0.002	0.001	<0.001	<0.001	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008	○	□			適合
基32 垂鉛及びその化合物	1	0.006	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.004	<0.004	<0.004	<0.006	○	□			適合
基33 アルミニウム及びその化合物	0.2	0.011	0.021	0.019	0.023	0.009	0.015	0.006	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.023		○	□			適合
基34 鉄及びその化合物	0.3	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.03	○	□			適合
基35 銅及びその化合物	1	0.002	0.001	0.001	<0.001	0.004	<0.001	<0.001	<0.002	0.003	0.002	0.003	0.004		○	□			適合
基36 ナトリウム及びその化合物	200	14.6	18.6	13.1	15.2	15.7	15.9	15.9	16.0	18.0	16.2	18.0	18.6		○	□			適合
基37 マンガン及びその化合物	0.05	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.004	<0.004	○	□			適合
基38 塩化物イオン	200	26.9	26.7	25.6	26.1	25.7	25.9	25.9	26.7	25.5	27.9	28.6		○	□				適合
基39 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300	93.8	95.4	81.0	87.3	156	86.8	75.6	163	184	183	184		○	□				適合
基40 蒸発残留物	500	170	152	145	146	223	142	147	290	264	283	290		○	□				適合
基41 隣イオン界面活性剤	0.2	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	○	□			適合
基42 ジエオスミン	0.00001	<0.00001	<0.00001	<0.00001	<0.00001	<0.00001	<0.00001	<0.00001	<0.00001	<0.00001	<0.00001	<0.00001	<0.00001	<0.00001	○	□			適合
基43 2-メチルイソポルヌオール	0.00001	<0.00001	<0.00001	<0.00001	<0.00001	<0.00001	<0.00001	<0.00001	<0.00001	<0.00001	<0.00001	<0.00001	<0.00001	<0.00001	○	□			適合
基44 非イオン界面活性剤	0.02	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.002	<0.002	<0.002	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	○	□			適合
基45 フェノール類	0.005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	○	□			適合
基46 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3	0.7	0.9	0.9	0.7	0.7	0.6	0.2	0.7	<0.3	<0.3	0.7	0.9		○	□			適合
基47 pH値	5.8~8.6	8.4	8.5	8.5	8.4	8.4	8.4	8.3	8.4	7.8	8.0	8.4	8.5						適合
基48 味	異常ない (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	0	0				適合
基49 奥氣	異常ない (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	0	0				適合	
基50 色度	5	0.5	1.6	1.1	1.1	1.3	0.6	0.5	1.4	<0.5	<0.5	1.4	1.4		○	□			適合
基51 濃度	2	0.1	0.2	0.2	0.2	0.5	0.8	0.1	<0.2	<0.1	0.5	0.5	0.8		○	□			適合
毎1 色																			
毎2 滴り																			
毎3 消毒の残渣塩素																			

## 備考

①過去3年間とは平成27年度から平成29年度のことで、基準値との比較は○印で示す。

別表 i 水質検査結果一覧  
本部町 大堂公民館

番号	定期検査項目	基準値 (mg/L)	H20年度 H21年度 H22年度 H23年度 H24年度 H25年度 H26年度 H27年度 H28年度 H29年度										過去3年 数大値	過去 最大値	基準値との比較					判定
			1/10 以下	1/5 以下	1/2 以上	7/10 以上	1以上													
基1	一般細菌	100	-	-	-	-	-	-	-	-	0	0	0	○ □					適合	
基2	大腸菌	不検出	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-					適合	
基3	カドミウム及びその化合物	0.003	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.0001	<0.0001	<0.0001	○ □					適合	
基4	水銀及びその化合物	0.0005	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.0005	<0.0005	<0.0005	○ □					適合	
基5	セレン及びその化合物	0.01	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.0005	<0.0005	<0.0005	○ □					適合	
基6	鉛及びその化合物	0.01	-	-	-	-	-	-	-	-	0.001	0.001	0.001	○ □					適合	
基7	ヒ素及びその化合物	0.01	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.0005	<0.0005	<0.0005	○ □					適合	
基8	六価クロム化合物	0.05	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.001	<0.001	<0.001	○ □					適合	
基9	亜硝酸態窒素	0.04	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.004	<0.004	<0.004	○ □					適合	
基10	シアノ化物イオン及び塩化シアン	0.01	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.001	<0.001	<0.001	○ □					適合	
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10	-	-	-	-	-	-	-	-	1.40	1.40	1.40	○ □					適合	
基12	フッ素及びその化合物	0.8	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.05	<0.05	<0.05	○ □					適合	
基13	ホウ素及びその化合物	1	-	-	-	-	-	-	-	-	0.017	0.017	0.017	○ □					適合	
基14	四塩化炭素	0.002	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.0002	<0.0002	<0.0002	○ □					適合	
基15	1,4-ジオキサン	0.05	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.0002	<0.0002	<0.0002	○ □					適合	
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン 及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.0004	<0.0004	<0.0004	○ □					適合	
基17	ジクロロメタン	0.02	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.0002	<0.0002	<0.0002	○ □					適合	
基18	テトラクロロエチレン	0.01	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.0002	<0.0002	<0.0002	○ □					適合	
基19	トリクロロエチレン	0.01	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.0002	<0.0002	<0.0002	○ □					適合	
基20	ベンゼン	0.01	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.0002	<0.0002	<0.0002	○ □					適合	
基21	塩素酸	0.6	-	-	-	-	-	-	-	-	0.13	0.13	0.13	○ □					適合	
基22	クロロ酢酸	0.02	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.002	<0.002	<0.002	○ □					適合	
基23	クロロホルム	0.06	-	-	-	-	-	-	-	-	0.0011	0.0011	0.0011	○ □					適合	
基24	ジクロロ酢酸	0.03	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.002	<0.002	<0.002	○ □					適合	
基25	ジブロモクロロメタン	0.1	-	-	-	-	-	-	-	-	0.0099	0.0099	0.0099	○ □					適合	
基26	臭素酸	0.01	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.001	<0.001	<0.001	○ □					適合	
基27	総トリハロメタン	0.1	-	-	-	-	-	-	-	-	0.023	0.023	0.023	○ □					適合	
基28	トリクロロ酢酸	0.03	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.002	<0.002	<0.002	○ □					適合	
基29	プロモジクロロメタン	0.03	-	-	-	-	-	-	-	-	0.0039	0.0039	0.0039	○ □					適合	
基30	プロモホルム	0.09	-	-	-	-	-	-	-	-	0.0079	0.0079	0.0079	○ □					適合	
基31	ホルムアルデヒド	0.08	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.008	<0.008	<0.008	○ □					適合	
基32	亜鉛及びその化合物	1	-	-	-	-	-	-	-	-	0.003	0.003	0.003	○ □					適合	
基33	アルミニウム及びその化合物	0.2	-	-	-	-	-	-	-	-	0.028	0.028	0.028	○ □					適合	
基34	鉄及びその化合物	0.3	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.01	<0.01	<0.01	○ □					適合	
基35	銅及びその化合物	1	-	-	-	-	-	-	-	-	0.003	0.003	0.003	○ □					適合	
基36	ナトリウム及びその化合物	200	-	-	-	-	-	-	-	-	19.4	19.4	19.4	○ □					適合	
基37	マンガン及びその化合物	0.05	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.0005	<0.0005	<0.0005	○ □					適合	
基38	塩化物イオン	200	-	-	-	-	-	-	-	-	32.5	32.5	32.5	○ □					適合	
基39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300	-	-	-	-	-	-	-	-	179	179	179	○ □					適合	
基40	蒸発残留物	500	-	-	-	-	-	-	-	-	268	268	268	○ □					適合	
基41	陰イオン界面活性剤	0.2	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.02	<0.02	<0.02	○ □					適合	
基42	ジエオスミン	0.00001	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.00001	<0.00001	<0.00001	○ □					適合	
基43	2-メチルイソポルネオール	0.00001	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.00001	<0.00001	<0.00001	○ □					適合	
基44	非イオン界面活性剤	0.02	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.005	<0.005	<0.005	○ □					適合	
基45	フェノール類	0.005	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.0005	<0.0005	<0.0005	○ □					適合	
基46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3	-	-	-	-	-	-	-	-	0.4	0.4	0.4	○ □					適合	
基47	pH値	5.8~8.6	-	-	-	-	-	-	-	-	8.2	8.2	8.2						適合	
基48	味	異常でない	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-					適合		
基49	臭気	異常でない	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-					適合		
基50	色度	5	-	-	-	-	-	-	-	-	1.8	1.8	1.8	○ □					適合	
基51	濁度	2	-	-	-	-	-	-	-	-	0.6	0.6	0.6	○ □					適合	
毎1	色																			
毎2	濁り																			
毎3	消毒の残留塩素																			

備考

①過去3年間とは平成27年度から平成29年度のこと、基準値との比較は○印で示す。

②過去とは平成20年度から平成29年度のこと、基準値との比較は□印で示す。

③基44の定量下限値は平成23年度まで 1/5、1/10の判断ができない。

④基48、基49の( )及び最大値の数字は異常回数である。

⑤基46の基準値は平成20年3月31日までの間は「5mg/L」以下である。

⑥基3の基準値は平成21年3月31日までの間は「0.01mg/L」以下である。

⑦基5は平成26年に新規追加された項目

⑧基19の基準値は平成22年3月31日までの間は「0.03mg/L」以下である。

⑨基24の基準値は平成26年3月31日までの間は「0.04mg/L」以下である。

⑩基28の基準値は平成26年3月31日までの間は「0.2mg/L」以下である。

⑪平成29年10月に配水系統を笠川系から嘉津宇系に切り替えたため、平成29年10月より検査を開始した。

別表 i 水質検査結果一覧

本部町 水道管理センター

卷之三

①過去3年間とは平成27年度から平成29年度のことと、基準値との比較は○印で示す。

②過去とは平成20年度から平成29年度のことと、基準値との比較は口印で示す。

③基4.4の定量下限値は平成23年度まで1/5、1/10の判断ができない。

④基4.8、基4.9の( )及び最本体の数値は累當回数である。

⑤其4.6の基準値は平成20年3月31日までの間は「5mg/l」以下である。

⑤基46の基準値は平成20年3月31日までの間は「 $15\text{mg}/\text{L}$ 」以下である。

⑥基3の基準値は平成21年3月31日ま

⑦基9は平成26年度に新規追加された項目

⑧基準値は平成22年3月31日までの間は「0.03mg/L」以下である。

⑨基24の基準値は平成26年3月31日までの間は「0.04mg/L」以下である

⑩基28の基準値は平成26年3月31日までの間は「0.2mg/L」以下である。

別表 i 水質検査結果一覧

## 本部町 伊豆味線花木生産組合

番号	定期検査項目	基準値 (mg/L)	過去3年 最大値										基準値との比較					判定	
			H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	過去3年 最大値	1/10 以下	1/5 以下	1/2 以上	7/10 以上	1以上	
基1 一般細菌		100	8	1	2	1	1	2	2	1	22	0	22	22	○	□			不適合
基2 大腸菌	不検出	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—						適合
基3 カドミウム及びその化合物	0.003	<0.001	<0.001	0.0003	0.0003	0.0002	<0.0001	0.0001	<0.0001	<0.0001	0.0001	<0.0001	0.0003	○	□				適合
基4 水銀及びその化合物	0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	○	□				適合
基5 セレン及びその化合物	0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	○	□				適合
基6 鉛及びその化合物	0.01	<0.001	0.002	0.002	0.001	0.004	0.001	0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.004	○		□			適合
基7 ヒ素及びその化合物	0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	○	□				適合
基8 六価クロム化合物	0.05	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.001	<0.001	<0.001	<0.005	○	□			適合
基9 垂硝酸態窒素	0.04										<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	○	□			適合
基10 シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	○	□				適合
基11 硝酸態窒素及び垂硝酸態窒素	10	0.94	0.98	0.66	0.98	0.71	0.74	0.64	0.80	0.55	0.63	0.80	0.98	○	□				適合
基12 フッ素及びその化合物	0.8	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	○	□				適合
基13 ホウ素及びその化合物	1	0.009	0.006	0.011	0.015	0.015	0.014	0.014	0.012	0.013	0.009	0.013	0.015	○	□				適合
基14 四塩化炭素	0.002	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	○	□				適合
基15 1,4-ジオキサン	0.05	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	○	□				適合
基16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトラン-1,2-ジクロロエチレン	0.04		<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	○	□				適合
基17 ジクロロメタン	0.02	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	○	□				適合
基18 テトラクロロエチレン	0.01	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	○	□				適合
基19 トリクロロエチレン	0.01	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	○	□				適合
基20 ヘンゼン	0.01	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	○	□				適合
基21 塩素酸	0.6	0.33	0.22	0.24	0.18	0.15	0.11	0.10	0.18	0.21	0.15	0.21	0.33	○	□				適合
基22 クロロ酢酸	0.02	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	○	□				適合
基23 クロロホルム	0.06	0.0023	0.0008	0.0006	0.0026	0.0007	0.0015	0.0006	0.0006	0.0007	0.0007	0.0007	0.0026	○	□				適合
基24 ジクロロ酢酸	0.03	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	○	□				適合
基25 ジブロモクロロメタン	0.1	0.014	0.0082	0.0094	0.018	0.0097	0.015	0.0067	0.0060	0.0105	0.0127	0.0127	0.018	○	□				適合
基26 奥素酸	0.01	0.002	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.002	○	□				適合
基27 総トリハロメタン	0.1	0.030	0.020	0.022	0.037	0.025	0.031	0.017	0.015	0.025	0.026	0.026	0.037	○	□				適合
基28 トリクロロ酢酸	0.03	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.004	<0.002	<0.002	<0.002	<0.004	<0.004	○	□				適合
基29 プロモジクロロメタン	0.03	0.0071	0.0028	0.0029	0.0084	0.0025	0.0061	0.0022	0.0023	0.0031	0.0047	0.0047	0.0084	○	□				適合
基30 プロモホルム	0.09	0.0092	0.0092	0.0086	0.016	0.012	0.0094	0.0070	0.0066	0.0105	0.0079	0.0105	0.016	○	□				適合
基31 ホルムアルデヒド	0.08	<0.001	0.005	<0.001	<0.001	0.001	<0.001	<0.001	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008	○	□				適合
基32 垂鉛及びその化合物	1	0.151	0.173	0.119	0.131	0.103	0.079	0.117	0.026	0.023	0.018	0.026	0.173	○	□				適合
基33 アルミニウム及びその化合物	0.2	0.008	0.014	0.023	0.010	<0.005	<0.005	0.010	<0.01	<0.01	0.010	0.023	○	□				適合	
基34 鉄及びその化合物	0.3	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.01	○	□				適合
基35 銅及びその化合物	1	0.003	0.003	0.004	0.003	0.003	0.002	0.002	<0.002	<0.002	0.002	0.002	0.004	○	□				適合
基36 ナトリウム及びその化合物	200	15.9	15.7	13.0	12.2	14.5	13.9	13.2	14.2	17.2	14.0	17.2	17.2	○	□				適合
基37 マンガン及びその化合物	0.05	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	○	□				適合
基38 塩化物イオン	200	23.9	26.7	22.5	24.1	34.3	24.3	24.5	25.7	23.9	24.2	25.7	34.3	○	□				適合
基39 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300	175	164	170	162	157	180	143	158	166	171	171	180	○	□				適合
基40 蒸発残留物	500	248	217	215	208	232	219	204	254	234	244	254	254	○	□				適合
基41 陰イオン界面活性剤	0.2	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	○	□				適合
基42 ジエオスミン	0.00001	<0.00001	<0.00001	<0.00001	<0.00001	<0.00001	<0.00001	<0.00001	<0.00001	<0.00001	<0.00001	<0.00001	<0.00001	○	□				適合
基43 2-メチルイソボルネオール	0.00001	<0.00001	<0.00001	<0.00001	<0.00001	<0.00001	<0.00001	<0.00001	<0.00001	<0.00001	<0.00001	<0.00001	<0.00001	○	□				適合
基44 非イオン界面活性剤	0.02	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.002	<0.002	<0.002	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	○	□				適合
基45 フェノール類	0.005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	○	□				適合
基46 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3	0.5	0.6	0.3	0.4	0.3	0.3	0.1	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3	0.6	○	□			適合
基47 pH値	5.8~8.6	8.3	8.3	8.2	8.2	8.4	8.2	8.1	8.2	8.3	8.3	8.3	8.4						適合
基48 味	異常ない (○)	異常なし (○)	異常なし (○)	異常なし (○)	異常なし (○)	異常なし (○)	異常なし (○)	異常なし (○)	異常なし (○)	異常なし (○)	異常なし (○)	異常なし (○)	異常なし (○)	0	0				適合
基49 臭気	異常ない (○)	異常なし (○)	異常なし (○)	異常なし (○)	異常なし (○)	異常なし (○)	異常なし (○)	異常なし (○)	異常なし (○)	異常なし (○)	異常なし (○)	異常なし (○)	異常なし (○)	0	0				適合
基50 色度	5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	適合
基51 濃度	2	<0.1	0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	適合
毎1 色																			
毎2 満り																			
毎3 消毒の残留塩素																			

備考

①過去3年間とは平成27年度から平成29年度のこと、基準値との比較は○印で示す。

②過去3年とは平成20年度から平成29年度のこと、基準値との比較は□印で示す。

③基44の定量下限値は平成23年度まで1/5、1/10の判断ができない。







別表 i 水質検査結果一覧  
本部町 塩川会館

番号	定期検査項目	基準値 (mg/L)	H20年度 H21年度 H22年度 H23年度 H24年度 H25年度 H26年度 H27年度 H28年度 H29年度										過去3年 最大値	過去3年 最小値	基準値との比較					判定
			1/10 以下	1/5 以下	1/2 以上	7/10 以上	1以上													
基1	一般細菌	100	-	-	-	-	-	-	-	-	0	0	0	○ □					適合	
基2	大腸菌	不検出	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-					適合	
基3	カドミウム及びその化合物	0.003	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.0001	<0.0001	<0.0001	○ □					適合	
基4	水銀及びその化合物	0.0005	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.0005	<0.0005	<0.0005	○ □					適合	
基5	セレン及びその化合物	0.01	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.0005	<0.0005	<0.0005	○ □					適合	
基6	鉛及びその化合物	0.01	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.001	<0.001	<0.001	○ □					適合	
基7	ヒ素及びその化合物	0.01	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.0005	<0.0005	<0.0005	○ □					適合	
基8	六価クロム化合物	0.05	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.001	<0.001	<0.001	○ □					適合	
基9	亜硝酸態窒素	0.04	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.004	<0.004	<0.004	○ □					適合	
基10	シアノ化物イオン及び塩化シアン	0.01	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.001	<0.001	<0.001	○ □					適合	
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10	-	-	-	-	-	-	-	-	1.66	1.66	1.66	○ □					適合	
基12	フッ素及びその化合物	0.8	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.05	<0.05	<0.05	○ □					適合	
基13	ホウ素及びその化合物	1	-	-	-	-	-	-	-	-	0.017	0.017	0.017	○ □					適合	
基14	四塩化炭素	0.002	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.0002	<0.0002	<0.0002	○ □					適合	
基15	1,4-ジオキサン	0.05	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.0002	<0.0002	<0.0002	○ □					適合	
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン 及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.0004	<0.0004	<0.0004	○ □					適合	
基17	ジクロロメタン	0.02	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.0002	<0.0002	<0.0002	○ □					適合	
基18	テトラクロロエチレン	0.01	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.0002	<0.0002	<0.0002	○ □					適合	
基19	トリクロロエチレン	0.01	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.0002	<0.0002	<0.0002	○ □					適合	
基20	ベンゼン	0.01	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.0002	<0.0002	<0.0002	○ □					適合	
基21	塩素酸	0.6	-	-	-	-	-	-	-	-	0.11	0.11	0.11	○ □					適合	
基22	クロロ酢酸	0.02	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.002	<0.002	<0.002	○ □					適合	
基23	クロロホルム	0.06	-	-	-	-	-	-	-	-	0.0009	0.0009	0.0009	○ □					適合	
基24	ジクロロ酢酸	0.03	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.002	<0.002	<0.002	○ □					適合	
基25	ジブロモクロロメタン	0.1	-	-	-	-	-	-	-	-	0.0048	0.0048	0.0048	○ □					適合	
基26	臭素酸	0.01	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.001	<0.001	<0.001	○ □					適合	
基27	総トリハロメタン	0.1	-	-	-	-	-	-	-	-	0.012	0.012	0.012	○ □					適合	
基28	トリクロロ酢酸	0.03	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.002	<0.002	<0.002	○ □					適合	
基29	プロモジクロロメタン	0.03	-	-	-	-	-	-	-	-	0.0023	0.0023	0.0023	○ □					適合	
基30	プロモホルム	0.09	-	-	-	-	-	-	-	-	0.0041	0.0041	0.0041	○ □					適合	
基31	ホルムアルデヒド	0.08	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.008	<0.008	<0.008	○ □					適合	
基32	亜鉛及びその化合物	1	-	-	-	-	-	-	-	-	0.003	0.003	0.003	○ □					適合	
基33	アルミニウム及びその化合物	0.2	-	-	-	-	-	-	-	-	0.018	0.018	0.018	○ □					適合	
基34	鉄及びその化合物	0.3	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.01	<0.01	<0.01	○ □					適合	
基35	銅及びその化合物	1	-	-	-	-	-	-	-	-	0.012	0.012	0.012	○ □					適合	
基36	ナトリウム及びその化合物	200	-	-	-	-	-	-	-	-	18.1	18.1	18.1	○ □					適合	
基37	マンガン及びその化合物	0.05	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.0005	<0.0005	<0.0005	○ □					適合	
基38	塩化物イオン	200	-	-	-	-	-	-	-	-	32.7	32.7	32.7	○ □					適合	
基39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300	-	-	-	-	-	-	-	-	190	190	190	○ □					適合	
基40	蒸発残留物	500	-	-	-	-	-	-	-	-	283	283	283	○ □					適合	
基41	陰イオン界面活性剤	0.2	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.02	<0.02	<0.02	○ □					適合	
基42	ジェオスミン	0.00001	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.00001	<0.00001	<0.00001	○ □					適合	
基43	2-メチルイソポルネオール	0.00001	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.000001	<0.000001	<0.000001	○ □					適合	
基44	非イオン界面活性剤	0.02	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.005	<0.005	<0.005	○ □					適合	
基45	フェノール類	0.005	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.0005	<0.0005	<0.0005	○ □					適合	
基46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3	-	-	-	-	-	-	-	-	0.5	0.5	0.5	○ □					適合	
基47	pH値	5.8~8.6	-	-	-	-	-	-	-	-	7.7	7.7	7.7						適合	
基48	味	異常でない	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-					適合		
基49	臭気	異常でない	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-					適合		
基50	色度	5	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.5	<0.5	<0.5	○ □					適合	
基51	濁度	2	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.1	<0.1	<0.1	○ □					適合	
毎1	色																			
毎2	濁り																			
毎3	消毒の残留塩素																			

## 備考

①過去3年間とは平成27年度から平成29年度のこと、基準値との比較は○印で示す。

②過去とは平成20年度から平成29年度のこと、基準値との比較は□印で示す。

③基44の定量下限値は平成23年度まで1/5、1/10の判断ができない。

④基48、基49の( )及び最大値の数字は異常回数である。

⑤基46の基準値は平成20年3月31日までの間は「0.5mg/L」以下である。

⑥基3の基準値は平成21年3月31日までの間は「0.01mg/L」以下である。

⑦基5は平成26年度に新規追加された項目

⑧基19の基準値は平成22年3月31日までの間は「0.03mg/L」以下である。

⑨基24の基準値は平成26年3月31日までの間は「0.04mg/L」以下である。

⑩基28の基準値は平成26年3月31日までの間は「0.2mg/L」以下である。

⑪平成29年4月の塩川地区の編入に伴い、平成29年4月より崎木部公館から移動して検査を開始した。



別表 i 水質検査結果一覧

## 本部町 竹山水源

番号	定期検査項目	基準値 (mg/l)	H19年度 H20年度 H21年度 H22年度 H23年度 H24年度 H25年度 H26年度 H27年度 H28年度 H29年度										過去3年 最大値	基準値との比較							
			1/10 以下	1/5 以下	1/2 以下	1/2 以上	1/10 以上	1以上													
基1 一般細菌	100	1600	2100	2700	1100	560	320	770	400	2300	1800	960	2300	2700		○ □					
基2 大腸菌	不検出	+	+	+	+	+	+	-	+	+	+	-									
基3 カドミウム及びその化合物	0.003	<0.001	<0.001	<0.001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	○ □					
基4 水銀及びその化合物	0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	○ □					
基5 セレン及びその化合物	0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	○ □					
基6 鉛及びその化合物	0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	○ □					
基7 ヒ素及びその化合物	0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	○ □					
基8 六価クロム化合物	0.05	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	○ □					
基9 亜硝酸態窒素	0.04															<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	○ □
基10 シアン化物イオン及び塩化シアノ	0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	○ □				
基11 亜硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10	0.93	1.08	1.14	0.79	0.86	0.87	0.87	0.72	0.95	1.43	0.75	1.43	1.43	1.43	○ □					
基12 フッ素及びその化合物	0.8	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	○ □				
基13 ホウ素及びその化合物	1	0.011	<0.005	<0.005	0.010	0.012	0.016	0.014	0.014	0.012	0.017	0.011	0.017	0.017	0.017	0.017	○ □				
基14 四塩化炭素	0.002	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	○ □				
基15 1,4-ジオキサン	0.05	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	○ □				
基16 シス-1,2-ジクロロエチレン 及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04																○ □				
基17 ジクロロメタン	0.02	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	○ □				
基18 テトラクロロエチレン	0.01	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	○ □				
基19 トリクロロエチレン	0.01	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	○ □				
基20 ベンゼン	0.01	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	○ □				
基21 塩素酸	0.6																				
基22 クロロ酢酸	0.02																				
基23 クロロホルム	0.06																				
基24 ジクロロ酢酸	0.03																				
基25 ジブロモクロロメタン	0.1																				
基26 奥素酸	0.01																				
基27 純トリハロメタン	0.1																				
基28 トリクロロ酢酸	0.03																				
基29 ブロモジクロロメタン	0.03																				
基30 ブロモホルム	0.09																				
基31 ホルムアルデヒド	0.08																				
基32 亜鉛及びその化合物	1	0.028	0.020	0.028	0.019	0.014	0.011	<0.005	<0.005	0.002	0.011	0.002	0.011	0.028	○ □						
基33 アルミニウム及びその化合物	0.2	0.037	0.141	0.071	0.102	0.163	0.169	0.063	0.029	0.021	0.021	0.023	0.023	0.169	○		□				
基34 鉄及びその化合物	0.3	0.05	0.19	0.04	0.07	0.11	0.13	0.04	0.02	0.027	0.034	0.024	0.034	0.19	○		□				
基35 銅及びその化合物	1	<0.001	<0.001	0.001	0.003	0.001	0.001	<0.0001	0.002	0.005	0.004	0.004	0.005	0.005	○ □						
基36 ナトリウム及びその化合物	200	13.0	10.7	15.3	12.0	11.1	12.4	13.8	14.1	22.2	15.5	13.1	22.2	22.2	○ □						
基37 マンガン及びその化合物	0.05	<0.001	0.004	<0.001	0.001	0.002	0.002	<0.001	0.001	0.0028	0.0017	0.0017	0.0028	0.004	○ □						
基38 塩化物イオン	200	21.1	15.7	19.2	17.4	18.8	19.5	21.1	18.5	22.7	23.7	21.5	23.7	23.7	○ □						
基39 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300	140	131	178	135	138	151	147	146	135	156	144	156	178		○ □					
基40 蒸発残渣物	500	204	176	234	260	190	200	192	198	274	299	211	299	299		○ □					
基41 陰イオン界面活性剤	0.2	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	○ □				
基42 ジエオスミン	0.00001	<0.00001	<0.00001	<0.00001	<0.00001	<0.00001	<0.00001	<0.00001	<0.00001	<0.00001	<0.00001	<0.00001	<0.00001	<0.00001	<0.00001	<0.00001	○ □				
基43 2-メチルイソプロピルオール	0.00001	<0.00001	<0.00001	<0.00001	<0.00001	<0.00001	<0.00001	<0.00001	<0.00001	<0.00001	<0.00001	<0.00001	<0.00001	<0.00001	<0.00001	<0.00001	○ □				
基44 非イオン界面活性剤	0.02	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.002	<0.002	<0.002	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	○ □				
基45 フェノール類	0.005	<0.005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	○ □				
基46 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3	0.1	0.7	0.3	0.3	0.4	0.2	0.3	0.2	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3	0.7	○	□				
基47 pH値	5.8~8.6	8.0	8.1	8.0	8.0	7.9	7.9	7.9	8.0	8.1	7.9	7.9	8.1	8.1							
基48 味	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	0	0					
基49 噴氣	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	0	1					
基50 色度	5	1.3	11	<0.5	2.4	3.2	2.4	1.6	1.2	3.6	1.8	5.3	3.6	11		○	□				
基51 濃度	2	0.8	4.7	0.4	0.7	1.4	1.9	1.2	0.9	1.1	0.6	2.7	2.7	4.7							
毎1 色																					
毎2 濁り																					
毎3 消毒の残留塩素																					
有機物等(過マンガニ酸カルシウム消費量)	10																				
侵食性遊離炭素																					
嫌気性芽胞菌																					

## 備考

①過去3年間とは平成27年度から平成29年度のこととし、基準値との比較は○印で示す。

②過去とは平成20年度から平成29年度のこととし、基準値との比較は□印で示す。

③基44の定量下限値は平成23年度まで1/5、1/10の判断ができない。

④基48、基49の( )及び最大値の数字は異常回数である。

⑤基46の基準値は平成20年3月31日までの間は「5mg/L」以下である。

⑥基3の基準値は平成21年3月31日までの間は「0.01mg/L」以下である。

⑦基9は平成26年度に新規追加された項目

⑧基19の基準値は平成22年3月31日までの間は「0.03mg/L」以下である。

⑨基24の基準値は平成26年3月31日までの間は「0.04mg/L」以下である。

⑩基28の基準値は平成26年3月31日までの間は「0.2mg/L」以下である。









別表 ii 水質検査頻度の点検 本部町 大嘉陽560番地住宅

番号	定期検査項目	省略可否	基本検査頻度	省略可能頻度	実施検査頻度	設定理由
基1	一般細菌	×	1回/月	省略不可	1回/月	過去の検査結果が基準値の1/10以下であるが、安全確認等のため
基2	大腸菌	×	1回/月			
基3	カドミウム及びその化合物	○	1回/3月			
基4	水銀及びその化合物	○	1回/3月			
基5	セレン及びその化合物	○	1回/3月			
基6	鉛及びその化合物	○	1回/3月			
基7	ヒ素及びその化合物	○	1回/3月			
基8	六価クロム化合物	○	1回/3月			
基9	亜硝酸態窒素	○	1回/3月			
基10	シアノ化物イオン及び塩化シアノ	×	1回/3月			
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	○	1回/3月	1回/年	1回/3月	過去の検査結果が基準値の1/10以上1/5以下のため、年1回とする
基12	フッ素及びその化合物	○	1回/3月			
基13	ホウ素及びその化合物	○	1回/3月			
基14	四塩化炭素	○	1回/3月			
基15	1,4-ジオキサン	○	1回/3月			
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン 及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	○	1回/3月			
基17	ジクロロメタン	○	1回/3月			
基18	テトラクロロエチレン	○	1回/3月			
基19	トリクロロエチレン	○	1回/3月			
基20	ベンゼン	○	1回/3月			
基21	塩素酸	×	1回/3月	省略不可	1回/3月	省略不可項目
基22	クロロ酢酸	×	1回/3月			
基23	クロロホルム	×	1回/3月			
基24	ジクロロ酢酸	×	1回/3月			
基25	ジブロモクロロメタン	×	1回/3月			
基26	臭素酸	×	1回/3月			
基27	総トリハロメタン	×	1回/3月			
基28	トリクロロ酢酸	×	1回/3月			
基29	プロモジクロロメタン	×	1回/3月			
基30	プロモホルム	×	1回/3月			
基31	ホルムアルデヒド	×	1回/3月	1回/年	1回/年	過去の検査結果が基準値の1/10以下であるが、性状確認等のため
基32	亜鉛及びその化合物	○	1回/3月			
基33	アルミニウム及びその化合物	○	1回/3月			
基34	鉄及びその化合物	○	1回/3月			
基35	銅及びその化合物	○	1回/3月			
基36	ナトリウム及びその化合物	○	1回/3月			
基37	マンガン及びその化合物	○	1回/3月			
基38	塩化物イオン	×	1回/月		1回/月	省略不可項目
基39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	○	1回/3月			
基40	蒸発残留物	○	1回/3月	原因藻類発生時期に 月に1回以上	1回/3月	過去の検査結果が基準値の1/5以上1/2以下のため、基本頻度とする
基41	陰イオン界面活性剤	○	1回/3月			
基42	ジエオスミン	○	原因藻類発生時期に 月に1回以上			
基43	2-メチルイソボルネオール	○	原因藻類発生時期に 月に1回以上			
基44	非イオン界面活性剤	○	1回/3月		1回/年	過去の検査結果が基準値の1/2以下であるが、性状確認等のため
基45	フェノール類	○	1回/3月			
基46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	×	1回/月	省略不可	1回/月	省略不可項目
基47	pH値	×	1回/月			
基48	味	×	1回/月			
基49	臭気	×	1回/月			
基50	色度	×	1回/月			
基51	濁度	×	1回/月			
毎1	色	×	1回/日		1回/日	省略不可項目
毎2	濁り	×	1回/日			
毎3	消毒の残留塩素	×	1回/日			

別表 ii 水質検査頻度の点検 本部町 大堂公民館

番号	定期検査項目	省略可否	基本検査頻度	省略可能頻度	実施検査頻度	設定理由
基1	一般細菌	×	1回/月	省略不可	1回/月	省略不可項目
基2	大腸菌	×	1回/月			
基3	カドミウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年		
基4	水銀及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年		
基5	セレン及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年		
基6	鉛及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年		
基7	ヒ素及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年		
基8	六価クロム化合物	○	1回/3月	1回/3年		
基9	亜硝酸態窒素	○	1回/3月	1回/3月	1回/3月	安全確認のため
基10	シアノ化物イオン及び塩化シアノ	×	1回/3月	省略不可		安全確認のため 省略不可項目
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	○	1回/3月	1回/3年		安全確認のため
基12	フッ素及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年		
基13	ホウ素及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年		
基14	四塩化炭素	○	1回/3月	1回/3年		
基15	1,4-ジオキサン	○	1回/3月	1回/3年		
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン 及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	○	1回/3月	1回/3年		安全確認のため
基17	ジクロロメタン	○	1回/3月	1回/3年		
基18	テトラクロロエチレン	○	1回/3月	1回/3年		
基19	トリクロロエチレン	○	1回/3月	1回/3年		
基20	ベンゼン	○	1回/3月	1回/3年		
基21	塩素酸	×	1回/3月			
基22	クロロ酢酸	×	1回/3月			
基23	クロロホルム	×	1回/3月			
基24	ジクロロ酢酸	×	1回/3月			
基25	ジブロモクロロメタン	×	1回/3月			
基26	臭素酸	×	1回/3月			
基27	総トリハロメタン	×	1回/3月			
基28	トリクロロ酢酸	×	1回/3月			
基29	プロモジクロロメタン	×	1回/3月			
基30	プロモホルム	×	1回/3月			
基31	ホルムアルデヒド	×	1回/3月			
基32	亜鉛及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年	1回/3月	性状確認のため
基33	アルミニウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年	1回/3月	性状確認のため
基34	鉄及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年		
基35	銅及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年		
基36	ナトリウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年		
基37	マンガン及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年		
基38	塩化物イオン	×	1回/月	省略不可	1回/月	省略不可項目
基39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	○	1回/3月	1回/3年		性状確認のため
基40	蒸発残留物	○	1回/3月	1回/3年	1回/3月	性状確認のため
基41	陰イオン界面活性剤	○	1回/3月	1回/3年	1回/3月	性状確認のため
基42	ジエオスミン	○	原因藻類発生時期に 月に1回以上	1回/3年	1回/3月	性状確認のため
基43	2-メチルイソポルネオール	○	原因藻類発生時期に 月に1回以上	1回/3年		
基44	非イオン界面活性剤	○	1回/3月	1回/3年		過去の検査結果が基準値の1/2以下であるが、性状確認等のため
基45	フェノール類	○	1回/3月	1回/3年		過去の検査結果が基準値の1/10以下であるが、性状確認等のため
基46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	×	1回/月			
基47	pH値	×	1回/月			
基48	味	×	1回/月			
基49	臭気	×	1回/月			
基50	色度	×	1回/月			
基51	濁度	×	1回/月			
毎1	色	×	1回/日			
毎2	濁り	×	1回/日			
毎3	消毒の残留塩素	×	1回/日			

別表 ii 水質検査頻度の点検 本部町 本部町水道管理センター

番号	定期検査項目	省略可否	基本検査頻度	省略可能頻度	実施検査頻度	設定理由
基1	一般細菌	×	1回/月	省略不可	1回/月	省略不可項目
基2	大腸菌	×	1回/月			
基3	カドミウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年		
基4	水銀及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年		
基5	セレン及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年		
基6	鉛及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年		
基7	ヒ素及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年		
基8	六価クロム化合物	○	1回/3月	1回/3年		
基9	亜硝酸態窒素	○	1回/3月	1回/3月	1回/年	安全確認のため
基10	シアノ化物イオン及び塩化シアン	×	1回/3月	省略不可	1回/3月	省略不可項目
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	○	1回/3月	1回/3年		過去の検査結果が基準値の1/10以上1/5以下のため、年1回とする
基12	フッ素及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年		
基13	ホウ素及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年		
基14	四塩化炭素	○	1回/3月	1回/3年		
基15	1,4-ジオキサン	○	1回/3月	1回/3年		
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン 及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	○	1回/3月	1回/3年		
基17	ジクロロメタン	○	1回/3月	1回/3年		
基18	テトラクロロエチレン	○	1回/3月	1回/3年		
基19	トリクロロエチレン	○	1回/3月	1回/3年		
基20	ベンゼン	○	1回/3月	1回/3年		
基21	塩素酸	×	1回/3月			
基22	クロロ酢酸	×	1回/3月			
基23	クロロホルム	×	1回/3月			
基24	ジクロロ酢酸	×	1回/3月			
基25	ジブロモクロロメタン	×	1回/3月			
基26	臭素酸	×	1回/3月			
基27	総トリハロメタン	×	1回/3月			
基28	トリクロロ酢酸	×	1回/3月			
基29	プロモジクロロメタン	×	1回/3月			
基30	プロモホルム	×	1回/3月			
基31	ホルムアルデヒド	×	1回/3月			
基32	亜鉛及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年	1回/年	過去の検査結果が基準値の1/10以下であるが、性状確認等のため
基33	アルミニウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年	1回/3月	過去の検査結果が基準値の1/10以下であるが、性状確認等のため
基34	鉄及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年		
基35	銅及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年		
基36	ナトリウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年		
基37	マンガン及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年		
基38	塩化物イオン	×	1回/月	省略不可	1回/月	省略不可項目
基39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	○	1回/3月	1回/3年		過去の検査結果が基準値の1/2以上のため、毎月検査とする
基40	蒸発残留物	○	1回/3月	1回/3年	1回/3月	過去の検査結果が基準値の1/5以上1/2以下のため、基本頻度とする
基41	陰イオン界面活性剤	○	1回/3月	1回/3年	1回/年	過去の検査結果が基準値の1/10以下であるが、性状確認等のため
基42	ジェオスミン	○	原因藻類発生時期に 月[1回以上]	1回/3年		
基43	2-メチルイソボルネオール	○	原因藻類発生時期に 月[1回以上]	1回/3年	原因藻類発生時期に 月[1回以上]	原因藻類の発生の恐れがないため、年1回とする
基44	非イオン界面活性剤	○	1回/3月	1回/3年		過去の検査結果が基準値の1/2以下であるが、性状確認等のため
基45	フェノール類	○	1回/3月	1回/3年		過去の検査結果が基準値の1/10以下であるが、性状確認等のため
基46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	×	1回/月			
基47	pH値	×	1回/月			
基48	味	×	1回/月			
基49	臭気	×	1回/月			
基50	色度	×	1回/月			
基51	濁度	×	1回/月			
毎1	色	×	1回/日			
毎2	濁り	×	1回/日			
毎3	消毒の残留塩素	×	1回/日			

別表 ii 水質検査頻度の点検 本部町 塩川会館

番号	定期検査項目	省略可否	基本検査頻度	省略可能頻度	実施検査頻度	設定理由
基1	一般細菌	×	1回/月	省略不可	1回/月	省略不可項目
基2	大腸菌	×	1回/月			
基3	カドミウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年	1回/3月	安全確認のため
基4	水銀及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年		
基5	セレン及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年		
基6	鉛及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年		
基7	ヒ素及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年		
基8	六価クロム化合物	○	1回/3月	1回/3年		
基9	亜硝酸態窒素	○	1回/3月	1回/3月		安全確認のため
基10	シアノ化物イオン及び塩化シアン	×	1回/3月	省略不可		
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	○	1回/3月	1回/3年		
基12	フッ素及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年	1回/3月	安全確認のため
基13	ホウ素及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年		
基14	四塩化炭素	○	1回/3月	1回/3年		
基15	1,4-ジオキサン	○	1回/3月	1回/3年		
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン 及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	○	1回/3月	1回/3年		
基17	ジクロロメタン	○	1回/3月	1回/3年		
基18	テトラクロロエチレン	○	1回/3月	1回/3年		
基19	トリクロロエチレン	○	1回/3月	1回/3年		
基20	ベンゼン	○	1回/3月	1回/3年		
基21	塩素酸	×	1回/3月	省略不可	1回/3月	省略不可項目
基22	クロロ酢酸	×	1回/3月			
基23	クロロホルム	×	1回/3月			
基24	ジクロロ酢酸	×	1回/3月			
基25	ジブロモクロロメタン	×	1回/3月			
基26	臭素酸	×	1回/3月			
基27	総トリハロメタン	×	1回/3月			
基28	トリクロロ酢酸	×	1回/3月			
基29	プロモジクロロメタン	×	1回/3月			
基30	プロモホルム	×	1回/3月			
基31	ホルムアルデヒド	×	1回/3月	省略不可	1回/月	省略不可項目
基32	亜鉛及びその化合物	○	1回/3月			
基33	アルミニウム及びその化合物	○	1回/3月			
基34	鉄及びその化合物	○	1回/3月		1回/3月	性状確認のため
基35	銅及びその化合物	○	1回/3月			
基36	ナトリウム及びその化合物	○	1回/3月			
基37	マンガン及びその化合物	○	1回/3月	省略不可	1回/月	性状確認のため
基38	塩化物イオン	×	1回/月			
基39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	○	1回/3月			
基40	蒸発残留物	○	1回/3月			
基41	陰イオン界面活性剤	○	1回/3月			
基42	ジェオスミン	○	原因藻類発生時期に 月[1回以上]	1回/3年	1回/3月	性状確認のため
基43	2-メチルイソボルネオール	○	原因藻類発生時期に 月に1回以上	1回/3年		
基44	非イオン界面活性剤	○	1回/3月	1回/3年		
基45	フェノール類	○	1回/3月	1回/3年	省略不可	過去の検査結果が基準値の1/2以下であるが、性状確認等のため 過去の検査結果が基準値の1/10以下であるが、性状確認等のため
基46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	×	1回/月			
基47	pH値	×	1回/月			
基48	味	×	1回/月			
基49	臭気	×	1回/月			
基50	色度	×	1回/月			
基51	濁度	×	1回/月			
毎1	色	×	1回/日	1回/日	省略不可項目	
毎2	濁り	×	1回/日			
毎3	消毒の残留塩素	×	1回/日			

別表 ii 水質検査頻度の点検 本部町 伊豆味縁花木生産組合

番号	定期検査項目	省略可否	基本検査頻度	省略可能頻度	実施検査頻度	設定理由
基1	一般細菌	×	1回/月	省略不可	1回/月	省略不可項目
基2	大腸菌	×	1回/月			
基3	カドミウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年		
基4	水銀及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年		
基5	セレン及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年		
基6	鉛及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年	1回/3月	過去の検査結果が基準値の1/5以上1/2以下のため、基本検査頻度とする
基7	ヒ素及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年		
基8	六価クロム化合物	○	1回/3月	1回/3年		
基9	亜硝酸態窒素	○	1回/3月	1回/3月	1回/年	過去の検査結果が基準値の1/10以下であるが、性状確認等のため
基10	シアノ化物イオン及び塩化シアン	×	1回/3月	省略不可	1回/3月	省略不可項目
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	○	1回/3月	1回/3年		
基12	フッ素及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年		
基13	ホウ素及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年		
基14	四塩化炭素	○	1回/3月	1回/3年		
基15	1,4-ジオキサン	○	1回/3月	1回/3年		
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン 及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	○	1回/3月	1回/3年		
基17	ジクロロメタン	○	1回/3月	1回/3年		
基18	テトラクロロエチレン	○	1回/3月	1回/3年		
基19	トリクロロエチレン	○	1回/3月	1回/3年		
基20	ベンゼン	○	1回/3月	1回/3年		
基21	塩素酸	×	1回/3月			
基22	クロロ酢酸	×	1回/3月			
基23	クロロホルム	×	1回/3月			
基24	ジクロロ酢酸	×	1回/3月			
基25	ジブロモクロロメタン	×	1回/3月			
基26	臭素酸	×	1回/3月			
基27	総トリハロメタン	×	1回/3月			
基28	トリクロロ酢酸	×	1回/3月			
基29	プロモジクロロメタン	×	1回/3月			
基30	プロモホルム	×	1回/3月			
基31	ホルムアルデヒド	×	1回/3月			
基32	亜鉛及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年	1回/年	過去の検査結果が基準値の1/10以上1/5以下のため、年1回とする
基33	アルミニウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年	1回/3月	過去の検査結果が基準値の1/10以下のため、性状確認等のため
基34	鉄及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年		
基35	銅及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年		
基36	ナトリウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年		
基37	マンガン及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年		
基38	塩化物イオン	×	1回/月	省略不可	1回/月	省略不可項目
基39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	○	1回/3月	1回/3年		過去の検査結果が基準値の1/2以上のため、毎月検査とする
基40	蒸発残留物	○	1回/3月	1回/3年	1回/3月	過去の検査結果が基準値の1/2以下のため、性状確認等のため
基41	陰イオン界面活性剤	○	1回/3月	1回/3年	1回/年	過去の検査結果が基準値の1/10以下のため、性状確認等のため
基42	ジェオスミン	○	原因藻類発生時期に 月に1回以上	1回/3年		
基43	2-メチルイソボルネオール	○	原因藻類発生時期に 月に1回以上	1回/3年	原因藻類発生時期に 月に1回以上	原因藻類の発生の恐れがないため、年1回とする
基44	非イオン界面活性剤	○	1回/3月	1回/3年		過去の検査結果が基準値の1/2以下のため、性状確認等のため
基45	フェノール類	○	1回/3月	1回/3年		過去の検査結果が基準値の1/10以下のため、性状確認等のため
基46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	×	1回/月			
基47	pH値	×	1回/月			
基48	味	×	1回/月			
基49	臭気	×	1回/月			
基50	色度	×	1回/月			
基51	濁度	×	1回/月			
毎1	色	×	1回/日			
毎2	濁り	×	1回/日			
毎3	消毒の残留塩素	×	1回/日			

別表 ii 水質検査頻度の点検 本部町 伊豆味公民館

番号	定期検査項目	省略可否	基本検査頻度	省略可能頻度	実施検査頻度	設定理由
基1	一般細菌	×	1回/月	省略不可	1回/月	省略不可項目
基2	大腸菌	×	1回/月			
基3	カドミウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年	1回/年	過去の検査結果が基準値の1/10以下であるが、安全確認等のため
基4	水銀及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年		
基5	セレン及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年		
基6	鉛及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年		
基7	ヒ素及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年		
基8	六価クロム化合物	○	1回/3月	1回/3年		
基9	亜硝酸態窒素	○	1回/3月	1回/3月	1回/年	過去の検査結果が基準値の1/10以下であるが、性状確認等のため
基10	シアノ化物イオン及び塩化シアン	×	1回/3月	省略不可		
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	○	1回/3月	1回/3年	1回/年	過去の検査結果が基準値の1/10以上1/5以下のため、年1回とする
基12	フッ素及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年		
基13	ホウ素及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年		
基14	四塩化炭素	○	1回/3月	1回/3年		
基15	1,4-ジオキサン	○	1回/3月	1回/3年		
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン 及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	○	1回/3月	1回/3年		
基17	ジクロロメタン	○	1回/3月	1回/3年		
基18	テトラクロロエチレン	○	1回/3月	1回/3年		
基19	トリクロロエチレン	○	1回/3月	1回/3年		
基20	ベンゼン	○	1回/3月	1回/3年		
基21	塩素酸	×	1回/3月	省略不可	1回/3月	省略不可項目
基22	クロロ酢酸	×	1回/3月			
基23	クロロホルム	×	1回/3月			
基24	ジクロロ酢酸	×	1回/3月			
基25	ジブロモクロロメタン	×	1回/3月			
基26	臭素酸	×	1回/3月			
基27	総トリハロメタン	×	1回/3月			
基28	トリクロロ酢酸	×	1回/3月			
基29	プロモジクロロメタン	×	1回/3月			
基30	プロモホルム	×	1回/3月			
基31	ホルムアルデヒド	×	1回/3月	1回/年	1回/年	過去の検査結果が基準値の1/10以下であるが、性状確認等のため
基32	亜鉛及びその化合物	○	1回/3月			
基33	アルミニウム及びその化合物	○	1回/3月			
基34	鉄及びその化合物	○	1回/3月			
基35	銅及びその化合物	○	1回/3月			
基36	ナトリウム及びその化合物	○	1回/3月			
基37	マンガン及びその化合物	○	1回/3月			
基38	塩化物イオン	×	1回/月	省略不可	1回/月	省略不可項目
基39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	○	1回/3月	1回/3年		
基40	蒸発残留物	○	1回/3月	1回/3年		
基41	陰イオン界面活性剤	○	1回/3月	1回/3年		
基42	ジェオスミン	○	原因藻類発生時期に 月[1回以上]	1回/3年	1回/年	原因藻類発生時期に 月[1回以上] 原因藻類の発生の恐れがないため、年1回とする
基43	2-メチルイソボルネオール	○	原因藻類発生時期に 月[1回以上]	1回/3年		
基44	非イオン界面活性剤	○	1回/3月	1回/3年		
基45	フェノール類	○	1回/3月	1回/3年		
基46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	×	1回/月	省略不可	1回/月	省略不可項目
基47	pH値	×	1回/月			
基48	味	×	1回/月			
基49	臭気	×	1回/月			
基50	色度	×	1回/月			
基51	濁度	×	1回/月			
毎1	色	×	1回/日			
毎2	濁り	×	1回/日			
毎3	消毒の残留塩素	×	1回/日			

別表 ii 水質検査頻度の点検 本部町 国営沖縄記念公園

番号	定期検査項目	省略可否	基本検査頻度	省略可能頻度	実施検査頻度	設定理由			
基1	一般細菌	×	1回/月	省略不可	1回/月	省略不可項目			
基2	大腸菌	×	1回/月						
基3	カドミウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年	1回/年	過去の検査結果が基準値の1/10以下であるが、安全確認等のため 過去の検査結果が基準値の1/10以上1/5以下とのため、年1回とする 過去の検査結果が基準値の1/10以下であるが、安全確認等のため			
基4	水銀及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年					
基5	セレン及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年					
基6	鉛及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年					
基7	ヒ素及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年					
基8	六価クロム化合物	○	1回/3月	1回/3年					
基9	亜硝酸態窒素	○	1回/3月	1回/3月			1回/年	過去の検査結果が基準値の1/10以下であるが、性状確認等のため	
基10	シアノ化物イオン及び塩化シアン	×	1回/3月	省略不可			1回/3月	省略不可項目	
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	○	1回/3月	1回/3年	1回/年	過去の検査結果が基準値の1/10以下であるが、安全確認等のため			
基12	フッ素及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年					
基13	ホウ素及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年					
基14	四塩化炭素	○	1回/3月	1回/3年					
基15	1,4-ジオキサン	○	1回/3月	1回/3年					
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン 及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	○	1回/3月	1回/3年					
基17	ジクロロメタン	○	1回/3月	1回/3年					
基18	テトラクロロエチレン	○	1回/3月	1回/3年					
基19	トリクロロエチレン	○	1回/3月	1回/3年					
基20	ベンゼン	○	1回/3月	1回/3年					
基21	塩素酸	×	1回/3月	省略不可	1回/3月	省略不可項目			
基22	クロロ酢酸	×	1回/3月						
基23	クロロホルム	×	1回/3月						
基24	ジクロロ酢酸	×	1回/3月						
基25	ジブロモクロロメタン	×	1回/3月						
基26	臭素酸	×	1回/3月						
基27	総トリハロメタン	×	1回/3月						
基28	トリクロロ酢酸	×	1回/3月						
基29	プロモジクロロメタン	×	1回/3月						
基30	プロモホルム	×	1回/3月						
基31	ホルムアルデヒド	×	1回/3月						
基32	亜鉛及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年	1回/年	過去の検査結果が基準値の1/10以下であるが、性状確認等のため			
基33	アルミニウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年	1回/3月	過去の検査結果が基準値の1/5以上、1/2以下のため基本検査頻度とする			
基34	鉄及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年					
基35	銅及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年					
基36	ナトリウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年	1回/年	過去の検査結果が基準値の1/10以上1/5以下のため、年1回とする			
基37	マンガン及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年					
基38	塩化物イオン	×	1回/月	省略不可					
基39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	○	1回/3月	1回/3年	1回/月	省略不可項目 過去の検査結果が基準値の1/2以下であるが、性状確認等のため			
基40	蒸発残留物	○	1回/3月	1回/3年					
基41	陰イオン界面活性剤	○	1回/3月	1回/3年					
基42	ジェオスミン	○	原因藻類発生時期に 月[1回以上]	1回/3年	原因藻類発生時期に 月[1回以上]	原因藻類の発生の懼がないため、年1回とする			
基43	2-メチルイソボルネオール	○	原因藻類発生時期に 月[1回以上]	1回/3年					
基44	非イオン界面活性剤	○	1回/3月	1回/3年					
基45	フェノール類	○	1回/3月	1回/3年	1回/年	過去の検査結果が基準値の1/2以下であるが、性状確認等のため 過去の検査結果が基準値の1/10以下であるが、性状確認等のため			
基46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	×	1回/月	省略不可			1回/月	省略不可項目	
基47	pH値	×	1回/月						
基48	味	×	1回/月						
基49	臭気	×	1回/月						
基50	色度	×	1回/月						
基51	濁度	×	1回/月						
毎1	色	×	1回/日						
毎2	濁り	×	1回/日						
毎3	消毒の残留塩素	×	1回/日						

別表 ii 水質検査頻度の点検 本部町 瀬底公民館

番号	定期検査項目	省略可否	基本検査頻度	省略可能頻度	実施検査頻度	設定理由
基1	一般細菌	×	1回/月	省略不可	1回/月	省略不可項目
基2	大腸菌	×	1回/月			
基3	カドミウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年	1回/年	過去の検査結果が基準値の1/10以下であるが、安全確認等のため
基4	水銀及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年		
基5	セレン及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年		
基6	鉛及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年		
基7	ヒ素及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年		
基8	六価クロム化合物	○	1回/3月	1回/3年		
基9	亜硝酸態窒素	○	1回/3月	1回/3月	1回/年	過去の検査結果が基準値の1/10以下であるが、性状確認等のため
基10	シアノ化物イオン及び塩化シアン	×	1回/3月	省略不可		
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	○	1回/3月	1回/3年	1回/年	過去の検査結果が基準値の1/10以上1/5以下のため、年1回とする
基12	フッ素及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年		
基13	ホウ素及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年		
基14	四塩化炭素	○	1回/3月	1回/3年		
基15	1,4-ジオキサン	○	1回/3月	1回/3年		
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン 及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	○	1回/3月	1回/3年		
基17	ジクロロメタン	○	1回/3月	1回/3年		
基18	テトラクロロエチレン	○	1回/3月	1回/3年		
基19	トリクロロエチレン	○	1回/3月	1回/3年		
基20	ベンゼン	○	1回/3月	1回/3年		
基21	塩素酸	×	1回/3月	省略不可	1回/3月	省略不可項目
基22	クロロ酢酸	×	1回/3月			
基23	クロロホルム	×	1回/3月			
基24	ジクロロ酢酸	×	1回/3月			
基25	ジブロモクロロメタン	×	1回/3月			
基26	臭素酸	×	1回/3月			
基27	総トリハロメタン	×	1回/3月			
基28	トリクロロ酢酸	×	1回/3月			
基29	プロモジクロロメタン	×	1回/3月			
基30	プロモホルム	×	1回/3月			
基31	ホルムアルデヒド	×	1回/3月	1回/年	1回/年	過去の検査結果が基準値の1/10以下であるが、性状確認等のため
基32	亜鉛及びその化合物	○	1回/3月			
基33	アルミニウム及びその化合物	○	1回/3月			
基34	鉄及びその化合物	○	1回/3月			
基35	銅及びその化合物	○	1回/3月			
基36	ナトリウム及びその化合物	○	1回/3月			
基37	マンガン及びその化合物	○	1回/3月			
基38	塩化物イオン	×	1回/月	省略不可	1回/月	省略不可項目
基39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	○	1回/3月	1回/3年		過去の検査結果が基準値の1/2以上のため毎月検査とする
基40	蒸発残留物	○	1回/3月	1回/3年	1回/3月	過去の検査結果が基準値の1/2以上のため基本検査頻度とする
基41	陰イオン界面活性剤	○	1回/3月	1回/3年	1回/年	過去の検査結果が基準値の1/10以下であるが、性状確認等のため
基42	ジェオスミン	○	原因藻類発生時期に 月[1回以上]	1回/3年	原因藻類発生時期に 月[1回以上]	原因藻類の発生の恐れがないため、年1回とする
基43	2-メチルイソボルネオール	○	原因藻類発生時期に 月[1回以上]	1回/3年		
基44	非イオン界面活性剤	○	1回/3月	1回/3年	1回/年	過去の検査結果が基準値の1/2以下であるが、性状確認等のため
基45	フェノール類	○	1回/3月	1回/3年		過去の検査結果が基準値の1/10以下であるが、性状確認等のため
基46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	×	1回/月	省略不可	1回/月	省略不可項目
基47	pH値	×	1回/月			
基48	味	×	1回/月			
基49	臭気	×	1回/月			
基50	色度	×	1回/月			
基51	濁度	×	1回/月		1回/日	省略不可項目
毎1	色	×	1回/日			
毎2	濁り	×	1回/日			
毎3	消毒の残留塩素	×	1回/日			

別表 ii 水質検査頻度の点検 本部町 備瀬シャワー室

番号	定期検査項目	省略可否	基本検査頻度	省略可能頻度	実施検査頻度	設定理由
基1	一般細菌	×	1回/月	省略不可	1回/月	省略不可項目
基2	大腸菌	×	1回/月			
基3	カドミウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年		
基4	水銀及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年		
基5	セレン及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年		
基6	鉛及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年	1回/3月	過去の検査結果が基準値の1/10以下であるが、安全確認等のため
基7	ヒ素及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年	1回/年	過去の検査結果が基準値の1/10以下であるが、安全確認等のため
基8	六価クロム化合物	○	1回/3月	1回/3年		
基9	亜硝酸態窒素	○	1回/3月	1回/3年	1回/年	過去の検査結果が基準値の1/10以下であるが、性状確認等のため
基10	シアノ化物イオン及び塩化シアノ	×	1回/3月	省略不可	1回/3月	省略不可項目
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	○	1回/3月	1回/3年		過去の検査結果が基準値の1/10以上1/5以下のため、年1回とする
基12	フッ素及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年		
基13	ホウ素及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年		
基14	四塩化炭素	○	1回/3月	1回/3年		
基15	1,4-ジオキサン	○	1回/3月	1回/3年		
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン 及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	○	1回/3月	1回/3年		
基17	ジクロロメタン	○	1回/3月	1回/3年		
基18	テトラクロロエチレン	○	1回/3月	1回/3年		
基19	トリクロロエチレン	○	1回/3月	1回/3年		
基20	ベンゼン	○	1回/3月	1回/3年		
基21	塩素酸	×	1回/3月			
基22	クロロ酢酸	×	1回/3月			
基23	クロロホルム	×	1回/3月			
基24	ジクロロ酢酸	×	1回/3月			
基25	ジブロモクロロメタン	×	1回/3月			
基26	臭素酸	×	1回/3月			
基27	総トリハロメタン	×	1回/3月			
基28	トリクロロ酢酸	×	1回/3月			
基29	プロモジクロロメタン	×	1回/3月			
基30	プロモホルム	×	1回/3月			
基31	ホルムアルデヒド	×	1回/3月			
基32	亜鉛及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年	1回/年	過去の検査結果が基準値の1/10以下であるが、性状確認等のため
基33	アルミニウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年	1回/3月	過去の検査結果が基準値の1/5以下であるが、性状確認のため
基34	鉄及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年		
基35	銅及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年		
基36	ナトリウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年		過去の検査結果が基準値の1/10以下であるが、性状確認等のため
基37	マンガン及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年		
基38	塩化物イオン	×	1回/月	省略不可	1回/月	省略不可項目
基39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	○	1回/3月	1回/3年		過去の検査結果が基準値の1/2以上のため、毎月検査とする
基40	蒸発残留物	○	1回/3月	1回/3年	1回/3月	過去の検査結果が基準値の1/2以上のため、基本検査頻度とする
基41	陰イオン界面活性剤	○	1回/3月	1回/3年	1回/年	過去の検査結果が基準値の1/10以下であるが、性状確認等のため
基42	ジエオスミン	○	原因藻類発生時期に 月に1回以上	1回/3年		
基43	2-メチルイソボルネオール	○	原因藻類発生時期に 月に1回以上	1回/3年		原因藻類の発生の恐れがないため、年1回とする
基44	非イオン界面活性剤	○	1回/3月	1回/3年		過去の検査結果が基準値の1/2以下であるが、性状確認等のため
基45	フェノール類	○	1回/3月	1回/3年		過去の検査結果が基準値の1/10以下であるが、性状確認等のため
基46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	×	1回/月			
基47	pH値	×	1回/月			
基48	味	×	1回/月			
基49	臭気	×	1回/月			
基50	色度	×	1回/月			
基51	濁度	×	1回/月			
毎1	色	×	1回/日			
毎2	濁り	×	1回/日			
毎3	消毒の残留塩素	×	1回/日			